

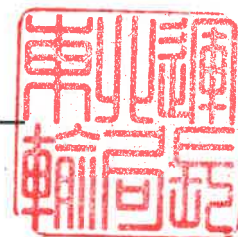
公 示

公示第43号

「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」の一部改正について

令和2年10月16日

東北運輸局長 亀山 秀



「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」（平成13年12月25日付け公示第70号）の一部を別添のとおり改正する。

「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」（平成13年12月25日付け公示第70号）の一部改正について

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: right;">公示第70号</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請及び事業計画変更認可申請等について、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、その審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成13年12月25日 東北運輸局長 島田 知 明</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 8. (略)</p> <p>9. 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「貨物事業者」という。）による一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合事業」という。）の許可の取扱い及び運行管理者の選任 (略) (1) 許可の取扱い ①許可の対象 乗合事業を行おうとする路線の一部又は営業区域の中に過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎</p> | <p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: right;">公示第70号</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請及び事業計画変更認可申請等について、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、その審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成13年12月25日 東北運輸局長 島田 知 明</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 8. (略)</p> <p>9. 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「貨物事業者」という。）による一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合事業」という。）の許可の取扱い及び運行管理者の選任 (略) (1) 許可の取扱い ①許可の対象 乗合事業を行おうとする路線の一部又は営業区域の中に過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎</p> |

地域若しくは同法第33条の規定により過疎地域とみなされた区域であつて、人口が3万人に満たないもの又は同法第2条第1項に規定する過疎地域若しくは同法第33条の規定により過疎地域とみなされた区域であつて、人口が3万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であつた人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域（以下「過疎地域」という。）が含まれていることとする。

②～⑤略

(2) 略

10、11略

附則（略）

附則（平成14年7月1日公示第43号）（略）

附則（平成15年9月5日公示第47号）（略）

附則（平成16年7月28日公示第31号）（略）

附則（平成17年4月28日公示第9号）（略）

附則（平成18年9月19日公示第70号）（略）

附則（平成19年8月27日公示第61号）（略）

附則（平成20年6月30日公示第51号）（略）

附則（平成21年9月30日公示第80号）（略）

附則（平成22年8月24日公示第45号）（略）

附則（平成24年7月31日公示第33号）（略）

附則（平成26年1月27日公示第112号）（略）

附則（平成28年12月20日公示第78号）（略）

附則（平成29年9月1日公示第35号）（略）

地域又は同法第33条の規定により過疎地域とみなされた区域であつて、人口が3万人に満たないもの（以下「過疎地域」という。）が含まれていることとする。

②～⑤略

(2) 略

10、11略

附則（略）

附則（平成14年7月1日公示第43号）（略）

附則（平成15年9月5日公示第47号）（略）

附則（平成16年7月28日公示第31号）（略）

附則（平成17年4月28日公示第9号）（略）

附則（平成18年9月19日公示第70号）（略）

附則（平成19年8月27日公示第61号）（略）

附則（平成20年6月30日公示第51号）（略）

附則（平成21年9月30日公示第80号）（略）

附則（平成22年8月24日公示第45号）（略）

附則（平成24年7月31日公示第33号）（略）

附則（平成26年1月27日公示第112号）（略）

附則（平成28年12月20日公示第78号）（略）

附則（平成29年9月1日公示第35号）（略）

附 則（令和2年10月16日公示第43号）

この公示は、令和2年10月16日以降に申請するものから適用するものとする。